

平成16年(行ウ)第68号 公金支出差止等請求事件
原告 村越 啓雄 外50名
被告 千葉県知事 外2名

証 拠 説 明 書 (2 4)

平成21年6月17日

千葉地方裁判所民事第3部合議5係 御中

被告千葉県知事外2名訴訟代理人

弁護士 伴 義 聖



被告千葉県知事外2名指定代理人

鵜 沢 広 行



川 島 雄 子



被告千葉県知事指定代理人

高 澤 秀 昭



古谷野 克 己



張 替 慎 市



渡 邊 政 利



松 村 和 秋



地 曳 俊 雄



元 吉 博 保



被告千葉県水道局長指定代理人

柴	崎	博	光	
小	池	満	司	
高	野	幸	宏	
奥	富	武	雄	

被告千葉県企業庁長指定代理人

篠	原	健	一	
永	田	一	海	
柏	原	憲	夫	
諏訪	田		暁	

号 証	標 目		作成年月	作成者	立証趣旨
乙398 の1	判決正本	写し	H21.5.11	東京地方裁 判所	東京都知事らを被告として提起されたハツ場ダムに係る公金支出差止等請求事件において、訴え却下、請求棄却の判決がなされた事実
乙398 の2	判決要旨	写し	H21.5.11	東京地方裁 判所	上記判決（乙398号証の1）の要旨
乙399 の1	ハツ場ダム建設事業について（照会）	写し	H21.2.13	群馬県知事	群馬県知事がした坂巻幸雄氏の「乙第287号証の1 ハツ場ダム建設事業について（回答）への反論」（乙399号証の2・甲D30号証。前橋地裁甲D30号証）についての国土交通省への意見照会
乙399 の2	乙第287号証の1 ハツ場ダム建設事業について（回答）への反論（前橋地裁甲D30号証）	写し	H21.1.17	坂巻幸雄	上記意見照会（乙399号証の1）に添付された坂巻幸雄氏の「乙第287号証の1 ハツ場ダム建設事業について（回答）への反論」（甲D30号証と同じ。前橋地裁甲D30号証）
乙400 の1	ハツ場ダム建設事業について（回答）	写し	H21.3.23	国土交通省 関東地方整 備局長	坂巻幸雄氏の「乙第287号証の1 ハツ場ダム建設事業について（回答）への反論」についての意見照会（乙399号証の1）に対する国土交通省関東地方整備局長の回答
乙400 の2	参考資料	写し	H21.3.23	国土交通省 関東地方整 備局	上記国土交通省関東地方整備局長の回答（乙400号証の1）に係る参考資料
乙401	ハツ場ダム建設事業について（照会）	写し	H21.5.12	千葉県知事	嶋津暉之氏らの再意見書（甲58号証）についての国土交通省への意見照会
乙402 の1	ハツ場ダム建設事業について（回答）	原本	H21.6.11	国土交通省 関東地方整 備局長	嶋津暉之氏らの再意見書（甲58号証）についての意見照会（乙401号証）に対する国土交通省関東地方整備局長の回答

号 証	標 目		作成年月	作成者	立証趣旨
乙402 の2	参考資料	原本	H21.6.11	国土交通省 関東地方整備局	上記国土交通省関東地方整備局長の回答（乙402号証の1）に係る参考資料
乙403	再意見書	原本	H21.6.17	千葉県総合 企画部水政 課水資源調 整室長渡邊 政利 同県土整備 部河川整備 課企画調整 室長高澤秀 昭 千葉県水道 局技術部計 画課長友光 賢治 千葉県企業 庁工業用水 部管理課副 技監叶川剛 史	八ッ場ダムが千葉県の治水において著しい利益がある事実、千葉県水道局及び千葉県企業庁の水源として必要である事実等 嶋津暉之氏らの再意見書（甲58号証）に対する被告らの意見
乙404	新しい全国総合水資源計画（通称「ウォータープラン21」）	写し	H11.6	国土庁	国が以前から、水資源開発施設等の利水安全度の低下を懸念し、利水安全度の適正評価と安定供給可能量の再検討の必要性を認識し指摘していた事実
乙405	東京水道新世紀構想－STEP21－	写し	H9.5	東京都水道局	東京都は、利根川水系等において10年に1回の割合で発生する規模の渇水の際にも、平常どおりの給水を確保することを目標とすることを公表したこと
乙406 の1	新聞記事	写し	H20.10.26	朝日新聞	伊藤ハム東京工場（千葉県柏市）において、約40年前からハム等の製造に使用していた地下水に係る汚染事故が生じた事実
乙406 の2	同上	写し	H20.10.26	日本経済新聞	